

令和3年9月2日
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告
(歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和元年6月8日(土)午前9時30分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区用賀四丁目10番4号先区道(裏面参照)
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 用賀四丁目10番4号先の世田谷区(以下「甲」という。)管理区道において、乙が歩行中に歩道の一部が沈んで出来たくぼみのへり(幅約70cm、高さ約7cm)に左足を取られ転倒し左足の足首等を負傷した。
- (5) 損傷の程度 左足首骨折、右肘靭帯損傷、右肩腱板損傷等
- (6) 過失割合 甲 3割 ・ 乙 7割

2 乙への損害賠償額 321,259円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

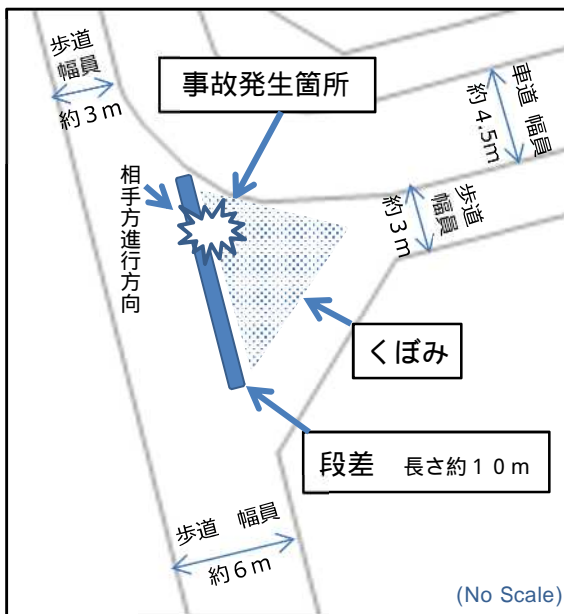
3 専決処分日 令和3年8月17日

事故発生現場案内図



事故発生現場詳細図

平面図



段差断面図

